

避難勧告等の発令に関する改善の取り組み(神戸市)

- 平成26年8月広島県での土砂災害を契機として、「土砂災害対策に関する有識者会議」を開催し、平成27年4月から土砂災害に関して「行政区の土砂災害警戒区域に対して避難勧告」を発令するようになった。
- しかし、平成27年7月台風11号時の避難勧告では、避難勧告の対象区域に関する問い合わせが殺到したため、毎年6月に土砂災害警戒情報に関する広報活動を実施することとした。
- 平成30年7月豪雨時の避難勧告では、避難勧告対象区域に関して、一定の周知を図れた。

